

ラゲルカード・レールウェイカード取扱規則 目次

第1条	この規則の目的
第2条	変更
第3条	用語の意義
第4条	定義
第5条	適用範囲
第6条	契約の成立時期および適用規定
第7条	発売の終了
第8条	種類
第9条	様式
第10条	効力
第11条	普通券等との引換方法等
第12条	カードで引き換えた普通券等
第13条	無効となる場合等
第14条	前回利用時の運賃が減額されていないカードの取扱い
第15条	再発行および払戻し
第16条	払戻箇所
第17条	当社で払戻しを行うカードの種類
別表第1号	各社局のカード名称
別表第2号	各社のカード名称
別表第3号	各社局の利用範囲

ラガールカード・レールウェイカード取扱規則

2020.6.1 現在

【この規則の目的】

第1条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」という)線内で利用可能なカード(以下、「カード」という)による当社線の旅客の運送等について合理的な取扱方法を定め、利用者の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社第一種鉄道線をいう。
- (2) 「改札機」とは、磁気化した乗車券を改札する装置をいう。
- (3) 「普通券等」とは、普通券および入場券ならびに普通手回り品切符をいう。

【定義】

第4条 カードとは、駅において普通券等と引換えもしくは精算機で乗越し精算する場合に使用できる証票をいう。

2 前項の規定により使用できる各社局のカードの名称は、別表第1号および第2号による。

3 特別割引用カードとは、身体障害者運賃割引関連規則および知的障害者運賃割引関連規則の規定による運賃割引を適用し発売していたカード(以下、「特割用カード」という)をいう。

【適用範囲】

第5条 この規則に定めていない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)等の定めるところによる。

2 前項のほか、カードが利用可能な社局等が変更となることがある。

【契約の成立時期および適用規定】

第6条 カードによる契約の成立時期は、カードを購入したときとする。

2 個別の運送契約の成立時期は営業規則第6条に定めるとおりとする。

【発売の終了】

第7条 当社で発売していた、カードの発売の終了は、次の各号のとおりとする。

- (1) ラガールカードは、2017年3月31日をもって発売を終了した。
- (2) レールウェイカードは、2019年2月28日をもって発売を終了した。

【種類】

第8条 当社で発売していたカードの種類は、次の各号のとおり。

- (1) ラガールカード

大人	小児
一般用	一般用
500円券	500円券
1,000円券	1,000円券
2,000円券	1,500円券
3,000円券	2,500円券
5,000円券	

- (2) レールウェイカード

大人	小児
1,000円券	500円券
2,000円券	1,000円券
3,000円券	1,500円券

- 2 特割用カードの種類については次のとおり。

大人	小児
1,000円券	500円券
1,500円券	750円券

- 3 他社局のカードの種類については当該社局の規定による。

【様式】

第9条 カードの様式および利用時の印字方法は、当社が定める。

【効力】

第10条 カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) カードの通用期間は無期限とする。
- (2) カードの利用は、カード裏面に記載された使用可能金額(残額)までとする。

【普通券等との引換方法等】

- 第 11 条 カードの所有者はカードの残額を、券売機によって発売する普通券等との引換え、または精算機によって精算に使用することができる。
- 2 カードの残額が引き換える普通券等に相当する額に満たない場合は、別に現金または他のカードを充当することにより、普通券等と引換えまたは精算に使用することができる。
 - 3 前項の場合、カードの使用枚数は券売機では 2 枚までとし、精算機では定期券、回数券をあわせて 3 枚まで使用することができる。
 - 4 前各項の規定は、小児用カード、特割用カードについても同様に取り扱うことができる。

【カードで引き換えた普通券等】

- 第 12 条 カードで引き換えた普通券等の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 引換え後の普通券等は現金で購入したものと同一の効力とし、券面には「カード」と白抜きで表示する。
 - (2) カードで引き換えた普通券等の払戻しは、現金で行う。この場合、係員は引換えに用いた原カードの呈示を求めるものとする。
- 2 カードで引き換えた普通券等の様式は、当社が定める。

【無効となる場合等】

- 第 13 条 偽造、変造および不正に作成されたカードを使用した場合、または使用しようとした場合は、無効として回収する。
- 2 カードがその使用条件に基づいて使用されない場合は、無効として取り扱う。

【前回利用時の運賃が減額されていないカードの取扱い】

- 第 14 条 2019 年 9 月 30 日まで実施されていた、カードを改札機に直接投入して使用した場合における、前回利用時に乗車区間の運賃が減額されていないカードの取扱いは次の各号のとおりとする。
- (1) 旅客が有効証明書または連絡票を添付している場合は、その内容を確認のうえ発駅情報の消去処理を行う。
 - (2) 旅客が有効証明書または連絡票を添付している場合で、前回乗車区間の運賃を全額支払っていない場合(他社区間の運賃のみを支払っている場合等)は、差額を収受して発駅情報の消去処理を行う。
 - (3) 旅客が有効証明書または連絡票を添付していない場合は、カードに表示されている旅行開始駅から共通利用が可能な線内の最遠区間の片道普通運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受し、発駅情報の消去処理を行う。この場合、必要に応じて再収受証明書を発行する。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認することができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する普通運賃を収受し、増運賃は収受しないで取り扱うことができる。
- 2 前項第 3 号に規定する共通利用が可能な線内とは、2018 年 1 月 31 日の営業終了までは別表第 3 号に記載された各社局の全線・全駅相互間を、2018 年 2 月 1 日の営業開始か

ら2019年9月30日の営業終了までは、別表第3号に記載された各社局のうち、当社・阪神電気鉄道株式会社・能勢電鉄株式会社(鋼索線、索道線除く)・北大阪急行電鉄株式会社の4社の全線・全駅相互間をいう。

(注) 当社および阪神電気鉄道株式会社は、それぞれの神戸高速線を含む。

【再発行および払戻し】

- 第15条** 旅客は、カードの盗難または紛失等による再発行の請求をすることはできない。
- 2 利用予定のないカードは、カードの残額の払戻しを行う。
 - 3 カードの折損等によって普通券等との引換えまたは精算が不能となった場合には、その原因が故意または重大な過失によると認められる場合を除き、当該カードの残額の払戻しを行う。
 - 4 カードの利用履歴が21回(満杯)になった場合は、当該カードの残額の払戻しを行う。
 - 5 第1項の取扱いのほか、カードの障害および印字満杯等を含め、いかなる場合においても再発行の取扱いはしない。
 - 6 本条の規定により取り扱う払戻しの期間は、ラガールカードは2018年2月1日から5年間、レールウェイカードは2019年10月1日から5年間とする。ただし、払戻しの期間は、変更する場合がある。
 - 7 本条の規定により払戻しをしたカードは、当社で回収する。

【払戻箇所】

第16条 カードの払戻箇所は次の各号のとおりとする。

- (1) 当社全駅(天神橋筋六丁目駅除く)。ただし、状況により取り扱う駅を変更する場合がある。
- (2) 本社(郵便受付窓口)

[参考]


神戸高速線 花隈駅においても取り扱う。

【当社で払戻しを行うカードの種類】

第17条 前条の規定による、当社で払戻しを行うカードの種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ラガールカード(神戸高速線発売ラガールカードを含む)
 - (2) 当社発売のレールウェイカード(神戸高速線発売レールウェイカードを含む)
 - (3) 別表第1号に規定するカードを原券として、当社および神戸高速線で再発行したレールウェイカード
- 2 当社川西能勢口駅では、前項に規定するカードを含め、パストラルカードおよび能勢電鉄株式会社で再発行したレールウェイカードについても取り扱うことができる。

別表第1号

各社局のカード名称(共通ロゴマーク  が記載されている)

発売社局名	カード名称
当社 (神戸高速線)	ラガールカード
能勢電鉄株式会社	パストラルカード
阪神電気鉄道株式会社 (神戸高速線)	らくやんカード ラガールカード
北大阪急行電鉄株式会社	レジオンカード
大阪市交通局(注1)	レインボーカード
京阪電気鉄道株式会社	スルッとKANSAI Kカード
京阪バス株式会社	
京都京阪バス株式会社	
京阪京都交通株式会社	
比叡山鉄道株式会社	
京都バス株式会社	
京都市交通局	スルッとKANSAI 都カード
南海電気鉄道株式会社	コンパスカード
南海バス株式会社	
南海ウイングバス金岡株式会社	
南海ウイングバス南部株式会社	
南海りんかんバス株式会社	
和歌山バス株式会社	
和歌山バス那賀株式会社	
泉北高速鉄道株式会社	ブルーライナーカード
近畿日本鉄道株式会社	スルッとKANSAI カード
近鉄バス株式会社	
神戸市交通局	スルッとKANSAI こうべカード
神戸交通振興株式会社	
神戸新交通株式会社	
山陽電気鉄道株式会社	エスコートカード
山陽バス株式会社	
神戸電鉄株式会社	すずらんカード
神鉄バス株式会社	
北神急行電鉄株式会社(注2)	
大阪高速鉄道株式会社(注3)	モノカード
伊丹市交通局	ラガールカード
高槻市交通部	ラガールカード

(注1) 現大阪市高速電気軌道株式会社/現大阪シティバス株式会社

(注2) 現神戸市交通局

(注3) 現大阪モノレール株式会社

別表第2号

各社のカード名称

発売社局名	カード名称
当社 (神戸高速線)	レールウェイカード
能勢電鉄株式会社	
阪神電気鉄道株式会社 (神戸高速線)	
北大阪急行電鉄株式会社	

別表第3号

各社局の利用範囲

社局名	社名印字	利用範囲
当社	阪急 HK 神高 KK	全線 神戸高速線
能勢電鉄株式会社	能勢 NS	妙見ケーブル線を除く
阪神電気鉄道株式会社	阪神 HS	全線
	神高 KK	神戸高速線
北大阪急行電鉄株式会社	北急 KE	全線
大阪市交通局	鉄道(注1) 大交 OC	全線
	バス(注2) 大交バス	(鉄道・バス)
大阪シティバス株式会社	大交バス	全線
阪神バス株式会社	阪神バス	尼崎市内線
尼崎交通事業振興株式会社	阪神バス	全線
京阪電気鉄道株式会社	京阪 KH	石山坂本線を除く
京阪バス株式会社	京阪バス	大津線を除く
京都京阪バス株式会社	京阪バス	全線
京阪京都交通株式会社	京阪バス	一部路線
京福電気鉄道株式会社	京福	ケーブル・ロープウェーを除く
比叡山鉄道株式会社	比叡山	全線
京都市交通局	鉄道 京交 KC	全線
	バス 京市バス	(鉄道・バス)
京都バス株式会社	京都バス	全線
南海電気鉄道株式会社	南海 NK	全線
南海バス株式会社	南海バス	全線
南海ウイングバス金岡株式会社	南海バス	全線
南海ウイングバス南部株式会社	南海バス	粉河・熊取線、岩出・樽井線除く
南海りんかんバス株式会社	りんかん	全線
和歌山バス株式会社	和バス	全線
和歌山バス那賀株式会社	和那バス	岩出・樽井線除く
泉北高速鉄道株式会社	泉北 SB	全線
近畿日本鉄道株式会社	近鉄 KT	一部路線
近鉄バス株式会社	近鉄バス	一部路線
神戸市交通局	鉄道 神交 SC	全線
	バス 神交バス	(鉄道・バス)
神戸交通振興株式会社	神交バス	山手線のみ
山陽電気鉄道株式会社	山陽 SY	全線
山陽バス株式会社	山陽バス	全線

神戸電鉄株式会社	神鉄	KB	全線 神戸高速線
神鉄バス株式会社	神鉄バス		君影線、有馬ループバスを除く
北神急行電鉄株式会社(注3)	北神	HE	全線
神戸新交通株式会社	神新	KS	全線
大阪高速鉄道株式会社(注4)	大モ	OM	全線
伊丹市交通局	伊市バス		全線
高槻市交通部	高槻バス		全線

※ リムジンバス、高速バス、その他特殊バスは除く。

※ 阪急バス株式会社では2013年4月30日をもって利用停止

(注1) 現大阪市高速電気軌道株式会社

(注2) 現大阪シティバス株式会社

(注3) 現神戸市交通局

(注4) 現大阪モノレール株式会社